

幼児教育・保育の無償化がスタート 幼稚園、保育園の保育料(年少〜年長)が無償となります



保育料(入園料含む・幼稚園上
限額2万5,700円)
② 保育園を利用する3歳未満の
場合は、市民税非課税世帯の
子どもの保育料

◆副食費(おかず代)について

保育園(3歳以上)の保育料に
含まれていた副食費については、
無償とはならず、保護者の方に
引き続きご負担いただくことと
なります。ただし、幼稚園や保
育園ともに第3子以降の子ども
や世帯の所得に応じて免除制度
があります。該当者には、市ま
たは各保育園、幼稚園から連絡
します。保育園利用者は免除に

関する申請手続きは不要です。
なお、金額等については、利用
している各園にご確認ください。

◆認可外保育施設について

認可外保育施設を利用する3
歳未満で市民税非課税世帯の場
合や、その方が認可外保育施設
に加えて一時預かりや病児保育
などを利用する場合は、利用料
4万2,000円分まで無償とな
ります。この場合は保護者の方
の申請が必要です。

【問合せ】 保育園、保育に関する事
子育て支援課 ☎35-3140

幼稚園に関する事
教育総務課 ☎35-3153

10月1日よりプレミアム付商品券を販売します

購入できる方

①市民税非課税者

【申請が必要です】

平成31年度の市民税が課税さ
れていない方。

②子育て世帯の世帯主

【申請は必要ありません】

平成28年4月2日〜令和元年
9月30日までに生まれた子がい
る世帯の世帯主

商品券の購入

9月末から対象となる①②の
方に購入引換券を郵送します(①

商品券の利用店舗

購入引換券郵送の際に、商品
券が利用できる加盟店一覧(1次
募集分)を同封するほか、市HPに
も掲載します。

加盟店舗の募集

令和2年3月2日(月)まで加盟
登録事業者の2次募集を行って
います。詳細は市HPをご覧ください。

【問合せ】 市役所プレミアム商品券
窓口 ☎32-7778

商品券の利用可能期間

10月1日(火)〜令和2年3月31
日(火)

消費税率等の引き上げに伴う施設使用料 や各種手数料について

10月1日より消費税率が10%へ引き上げられます。高山市の各種施設の使用料や窓口でお支払いいただく手数料などで、消費税率の引き上げに伴い料金が変わるもの、変わらないものがあります。

- 10月1日より料金を変更するもの【主なもの】
 - ・ 公共施設(会議室、文化施設、スポーツ施設等)の使用料
 - ・ 市営駐車場(自転車駐車場を含む)の定期利用料
 - ・ 水道、下水道使用料(11月請求分より)
 - ・ 一般、産業廃棄物処分手数料(持込分(購入済の有料ごみ処理券はそのまま利用いただけます))
 - ・ 国保診療所での健康診断料、予防接種料
 - 10月1日以降も料金を変更しないもの【主なもの】
 - ・ 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本、所得証明書、納税証明書などの発行手数料
 - ・ 市営駐車場の一時利用料
 - ・ のらマイカー運賃(100円区間のみ)
- ※詳細については各担当課へお問い合わせください。

のらマイカー、まちなみバス 消費税率改正に伴い運賃を改定します

消費税率の改正に伴い、10月1日よりのらマイカー、まちなみバスの運賃を下記のとおり変更します。なお、通常運賃と12枚綴りの乗車券の運賃は従来と変更なく、各種定期券およびフリー乗車券の運賃が変更となっております。

通常運賃(変更なし)

1乗車	100円
-----	------

12枚綴り(変更なし)

回数券	1,000円
-----	--------

地域内定期券 単位:円

期間	通学	通学以外
1月	3,840	4,480
3月	10,960	12,780
6月	20,770	24,220
12月	41,530	48,440

全線定期券 単位:円

期間	通学	通学以外
1月	5,760	6,720
3月	16,440	19,170
6月	31,150	36,330
12月	62,290	72,660

フリー乗車券 単位:円

対象	1日フリー	2日フリー
大人	630	1,050
小人	320	530

【問合せ】 都市計画課 ☎57-7444 濃飛バス ☎32-1160